

○笛吹市建設工事成績評定要領

令和2年3月27日

訓令第16号

(目的)

第1条 この要領は、笛吹市建設工事検査要綱(平成18年笛吹市訓令第2号。以下「要綱」という。)第11条第1項に規定する工事に係る成績の評定について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象となる建設工事は、1件の請負代金額が500万円以上の建設工事とする。ただし、契約担当者が認めたものについては、この限りでない。

(評定の内容)

第3条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来栄え、高度技術力、創意工夫、社会性等の評価項目について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次の者とする。

- (1) 第一次評定者 監督員
- (2) 第二次評定者 担当課長等
- (3) 総合評定者 検査員

(評定の方法)

第5条 評定は、各評価項目について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、1件の工事について監督員等が複数ある場合は、それらの者が協議して行うものとする。

2 要綱第8条第2項に規定する修補が必要な場合の評定は、当該修補が行われる前の状態で評価するものとする。

3 評定の結果は、工事成績採点表(様式第1号)及び細目別評定点採点表(様式第2号)(以下「評定表等」という。)に記録するものとする。

(評定の区分)

第6条 評定の判定基準は、評定点合計の点数に応じて別表のとおりとする。

(評定の時期)

第7条 評定の時期は、第一次評定者及び第二次評定者にあつては工事完成時、総合評定者にあつては、検査実施時に行うものとする。

(評定結果の報告)

第8条 総合評定者は、完了検査の評定後速やかに契約担当者へ評定の結果を報告するものとする。

(評定表等の保管)

第9条 評定表等については、管財課において保管するものとする。

(評定結果の通知)

第10条 契約担当者は、受注者に対して、成績評定結果を工事成績評定結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(評定の修正)

第11条 総合評定者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められた場合は、修正し、契約担当者へ報告しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正が行われたときは、その結果を受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第12条 第10条又は前条による通知を受けた者は、評定内容について、通知を受けた日から起算して14日以内に、契約担当者に対して書面により説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書(様式第4号)により回答するものとする。

(受注者への指導、通知)

第13条 成績評定結果が65点未満の工事について、担当課長は、前条の説明請求期間終了後、低評価工事指導書(様式第5号)により、受注者に通知するものとする。

(報告書の提出)

第14条 前条の通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、担当課長へ改善報告書(様式第6号)を提出するものとする。

2 前項の規定により改善報告書の提出を受けた担当課長は、当該改善報告書の写しを管財課長へ送付するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、工事成績評定に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

判定	評定点	評価
A	85点以上	特に優れている
B	75点以上85点未満	優れている

C	70点以上75点未満	普通である
D	65点以上70点未満	
E	55点以上65点未満	劣っている
F	55点未満	特に劣っている